


必要書類一覧

郵送の場合、★の書類はコピー(A4サイズの内紙を使用)を添付してください。

《全員が必要な書類》

必要書類	注意事項
① 医療意見書(診断書)	指定医にご依頼ください。(記載日から6カ月間有効)
② 支給認定申請書(更新)	【同封している様式】
③ 小児慢性の受給者証★	2026年(令和8年)9月30日まで有効のもの ※世帯内按分に該当する方は、他認定者の受給者証も必要です。
④ 自己負担上限額管理票★	2025年(令和7年)7月以降のもの全て ※管理票に記載がないものは領収書で対応が可能です。
⑤ 生活のおたずね	オンラインで回答することも可能です。 

《該当する方のみ必要な書類》

必要書類	注意事項
⑥ 受給者の健康保険情報★	②支給認定申請書(更新)に印字の保険情報に変更のある方 <u>マイナポータル</u> の保険情報・資格確認書・資格情報のお知らせ等
⑦ 医療意見書別紙	「重症患者認定」区分、「人工呼吸器等装着者」区分の申請をする方 ※『特例と負担額のご案内』(右上に◎印のある書類)をご確認ください。
⑧ 所得を証明する書類	世帯員に海外在住等、所得の確認ができない方がいる方 ※ <u>申立書等の記載も必要なため、健康推進課までご連絡ください。</u>
⑨ 申請者の収入の合計金額を証明する書類★	申請者が市民税非課税で遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等の受給がある方 ※受給を証明する公的機関発行資料をご用意ください。
⑩ 生活保護受給証明書等	生活保護受給中の方 ※担当ケースワーカーに発行を依頼してください。

小児慢性特定疾病医療費助成 更新の手引き(R8)

申請期間: 令和8年6月8日(月)～令和8年8月14日(金) **必着**

※申請期間を過ぎた場合でも更新申請の受付は可能ですが、現在の受給者証の有効期間内(令和8年9月30日まで)に新しい受給者証をお届けできません。

～以下の手順でご準備ください～


1. 主治医(小児慢性指定医)に「医療意見書」の作成を依頼
➡病状や治療の内容により必要となる意見書の種類が変わります。
(医療意見書(当該疾病分)、意見書別紙)

2. 必要書類の確認・準備
裏面の「必要書類一覧」をご確認ください。

3. 書類の提出(窓口又は郵送)

(1) 窓口での受付(予約制)

- ①インターネット又は電話にて、事前に来所日時を予約してください。
パソコンで予約される方は、明石市のホームページからご予約ください。
【情報を探す】⇒【ページ番号から探す】⇒【27082】⇒【インターネット予約】

WEB 予約	予約専用ダイヤル
 明石市 小児慢性更新 <input type="button" value="検索"/> 前日の17時まで予約可能 それ以降はお電話ください。	078-918-5663 (平日 8:55～17:40)

②提出場所:あかし保健所 3階

(2) 郵送での提出(簡易書留等)

同封の返信用封筒に必ず**必要金額分の切手を貼付け**てください。
簡易書留など**配達**の記録が残る方法で送付してください。

※料金不足がある場合は受け取りできません。

△注意

9月末までに健康保険の変更がある場合は、新しい保険情報をご持参のうえ手続きしてください。

～更新手続きに関するご不明な点は、下記へお問い合わせください～
あかし保健所 健康推進課 078-918-5657